

四谷・山手通

都市景観形成地区

景観形成基準



名古屋市 住宅都市局 都市計画部 ウォーカブル・景観推進課

住 所: 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話: 052-972-2732〔ダイヤルイン〕
ファックス: 052-972-4485
電子メール: a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

届出様式は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
名古屋市公式ウェブサイトのサイト内検索で「景観法 様式」と検索してください。



名古屋市

はじめに

本市では、平成5年7月に「四谷・山手通都市景観整備地区」を指定しました。都市景観整備地区では、公共施設の景観整備を実施するとともに、建築物や広告物などをつくる場合の守るべきルールとして都市景観形成基準を策定し、行為の届出に対して、この基準に基づく助言・指導を行ってきました。

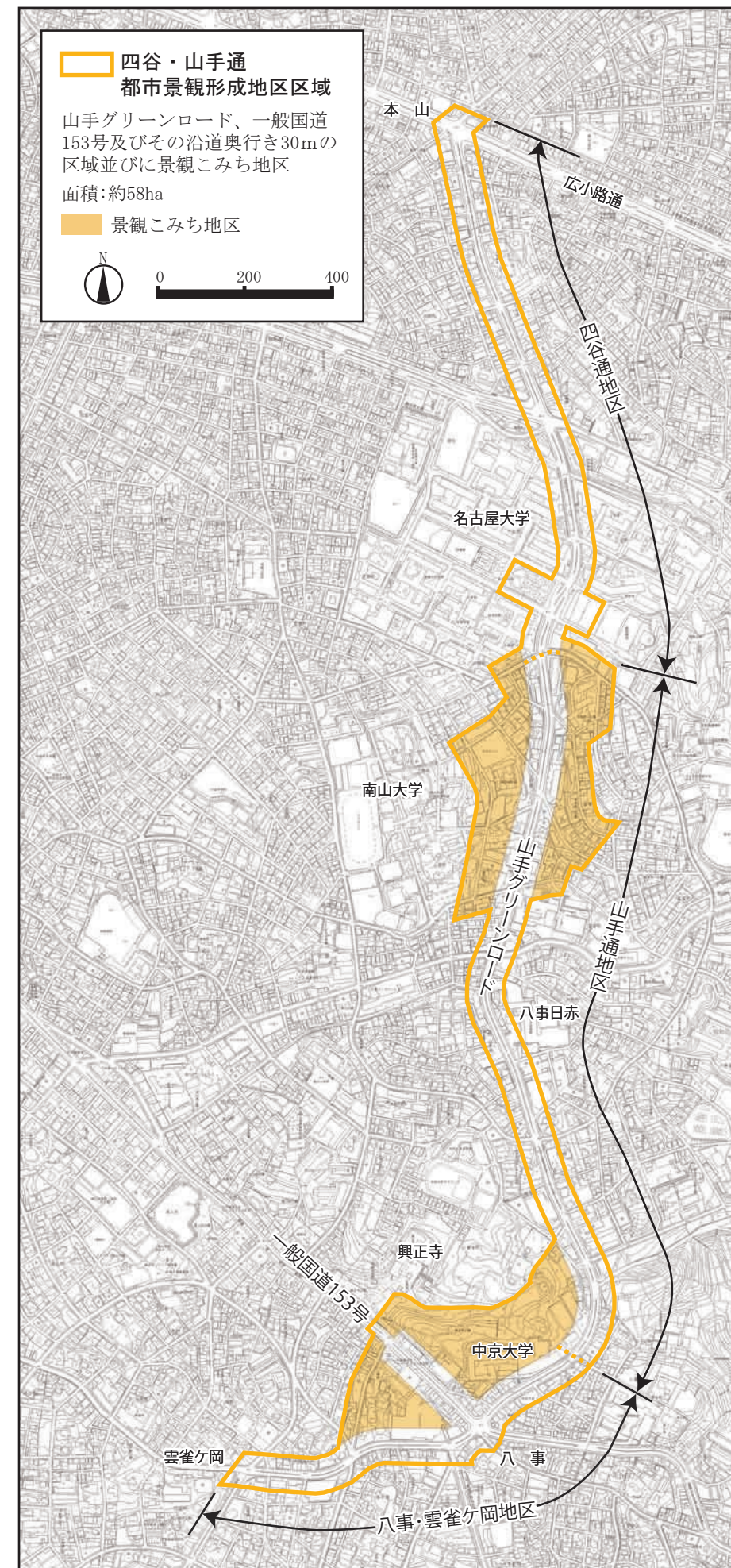
しかし、都市景観形成基準の策定後、十数年が経過し、運用面で実態に合わなくなってきたり、想定していなかった、さまざまな演出による広告物がみられるようになるなど、当時定めた基準では対応しきれないという状況の変化が現れてきました。

こうした中、平成16年6月に景観法が制定されたことから、より効果的な届出制度とするため、これまでの都市景観形成基準の見直しを行い、「四谷・山手通都市景観整備地区」を「四谷・山手通都市景観形成地区」と位置付け、平成20年10月より、新たな基準の下に良好な景観の形成を誘導します。

基本方針

坂・緑・曲線を描く街路、社寺や店舗、大学などの資源をいかし、自然・歴史・文化を大切にした感性豊かな都市空間とします。

- 四谷・山手通都市景観形成地区内で、建築物、工作物、広告物、土地の形質の変更を計画する場合には、景観形成基準を守っていただくとともに、事前に届出又は許可申請が必要です。
- このパンフレットは、四谷・山手通地区のまちづくりにご理解をいただき、皆様のご協力をいただくために作成したものです。



建築物

基本事項

1

建築物は、坂・緑・曲線や街並みに調和し、個性的で質の高い魅力的なデザイン

2

山手グリーンロード又は一般国道153号から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。

色 彩

3

外観の色彩は、建築物、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。

ただし、面積を抑え、アクセントとして効果的に用いられる色彩については、この限りでない。

四谷・山手通地区は、豊かな緑や起伏に富んだ地形に調和した個性豊かな街並みをめざしています。個々の建築物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みと高さや階高、外装のデザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

さらに、通りから見える側面についても配慮してください。

彩度の高い色や、赤、黄、オレンジ、青などの目立ちやすい色は注意して使用してください。

壁面の位置（1階部分）

4

歩道との一体感を確保するため、四谷通地区又は山手通地区で敷地面積が500以上の場合は、山手グリーンロードに面する1階部分の外壁（柱及び袖壁を除く。）から山手グリーンロードの道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。

ただし、隅切り部分は、同一街区内部における隅切りを除いた山手グリーンロードの道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。

外構の舗装

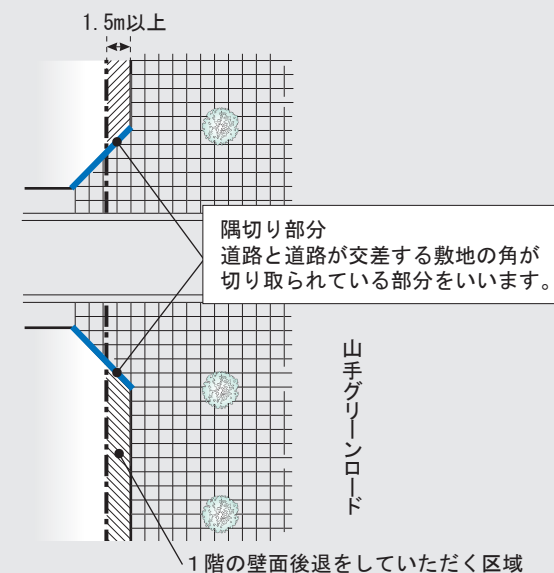
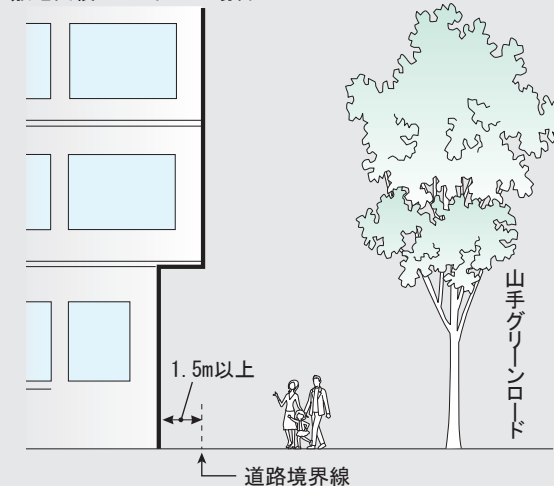
5

外構の舗装は、歩道など周辺の景観との調和に配慮する。

歩行者空間にゆとりを与え、建築物への入りやすさ、親しみやすさを感じさせるよう、壁面後退により1階部分の快適化に努めてください。



●敷地面積が500以上の場合

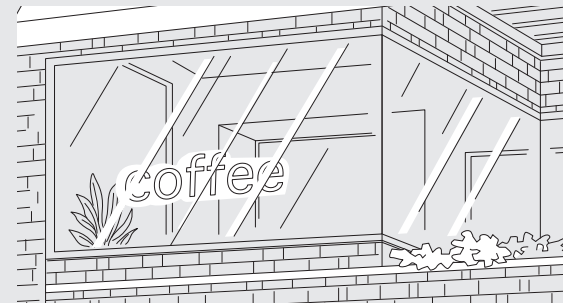


建築物

ガラス面内側からの表示

6 建築物の2階以上の階には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。



やむを得ず表示する場合の例

シャッター

7 山手グリーンロード又は一般国道153号に面するシャッターは、シースルー化を図る。

ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。



やむを得ず歩道に面して駐車場出入口を設ける場合には、殺風景な印象を与えないよう、内部照明や内装等に十分配慮してください。

駐車場

8 駐車場の出入口は、歩道を横断する箇所を極力少なくするよう設置する。

9 駐車場は、山手グリーンロード又は一般国道153号から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。

10 立体駐車場については、建築物と一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。

建築設備など

11 電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。

緑化

12 敷地面積が500以上の場合は、既存の緑をできるかぎり残すとともに、道路沿いに低・中・高木を適切に配置するなど、景観を形成する上で効果的な緑化を行う。また、四季を演出するため、季節感のある植栽に努める。

夜景の演出

13 山手グリーンロード又は一般国道153号に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

角地の演出

14 主要な交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。

屋上などに建築設備を設置する場合は、ルーバー等で目隠しを行うなど、目立たない工夫をしてください。

ごみ収集設備は、できるだけ建築物内部に設置してください。建築物外部に設置する場合は、配置や色彩・デザインを工夫したり、目隠しなどで歩行者の目に触れにくいようにしたりするなど、景観上の配慮を行ってください。

周辺の豊かな緑と調和したゆとりとやすらぎが感じられる街並みとするよう配慮してください。

また、道路沿いにできるだけ植栽スペースを設け、窓辺に草花を飾るなど、四季が感じられる快適な歩行者空間を演出するよう工夫してください。

建築物などの照明は、けげばけしく明るいものは避け、魅力的な夜景の演出を行い、地区のイメージを高めるよう努めてください。

主要な交差点の角地は、街を特徴づけ、街の座標となり目立つ場所です。人々に親しまれるような街のシンボルとなり、待ち合わせのできる街角としていくよう努めてください。

工作物

基本事項

15 工作物は、質の高い魅力的なデザインとする。

四谷・山手通地区は、豊かな緑や起伏に富んだ地形に調和した個性豊かな街並みをめざしています。個々の工作物のデザインを優れたものにするだけでなく、周辺の街並みおよび建築物と、デザインや色彩、材質などが調和するよう努めてください。

16 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、周辺の緑や街並みと調和したものとす。

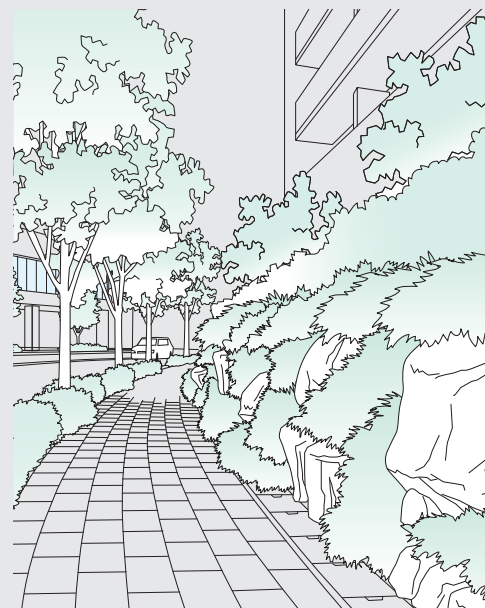
さく・塀

17 原則として生け垣とする。やむを得ずフェンスなどを使用する場合は、その前面に植栽を行うなど、景観上の配慮を行う。

擁壁

18 コンクリート擁壁などは避け、石積み又は法面をいかした緑化を行う。

ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。



日よけ・雨よけテント

19 日よけ・雨よけテントの突出幅は、山手グリーンロード又は一般国道153号の道路境界線から1m以下とする。

20 テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

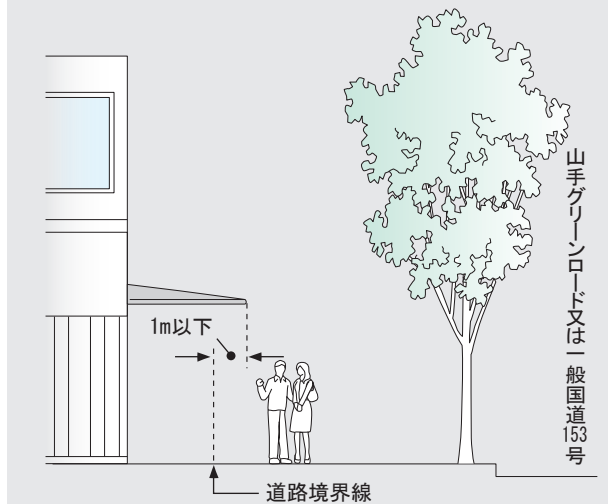
駐車場

21 駐車場の出入口は、歩道を横断する箇所を極力少なくするよう設置する。

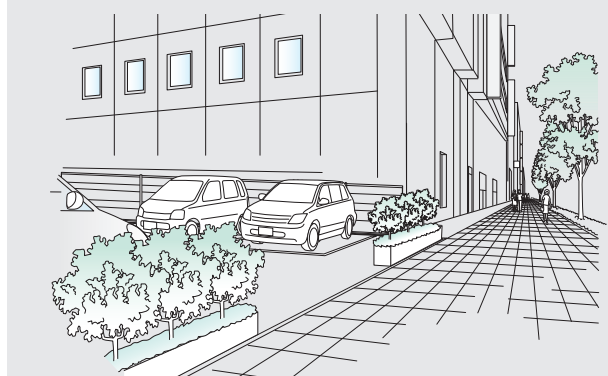
22 立体駐車場については、建築物と一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。

23 駐車場の外周には緑化を行うなど、街並みとの調和に配慮する。

日よけ・雨よけの目的で設けるテントは、簡易な巻き上げ、軒出しなどの小規模なものとしてください。



外周の緑化等により、歩行者から自動車が見えないように努めてください。



工作物

工事用の囲い

24

山手グリーンロード又は一般国道153号に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。

工事用の囲いは殺風景なものとならないよう、修景に努めてください。

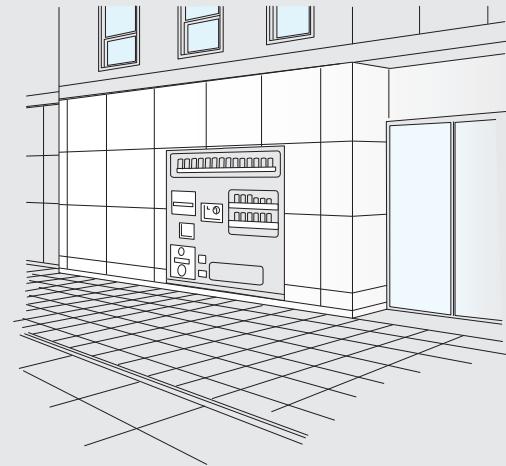
自動販売機

25

自動販売機は、山手グリーンロード、一般国道153号又は景観こみち地区内の道路に直接面して設置しない。

ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

景観上の配慮がされているものとは、自動販売機が建築物の中に組み込まれていたり、建築物と同じ色の塗装が行われ、一体感を出し、街並みと調和した状態となっているものをいいます。



広告物

30

白抜きの例

番号が白抜きとなっている事項は、屋外広告物条例に基づく規格となります。これに適合しない屋外広告物は許可されません。それ以外の事項については誘導基準となっています。屋外広告物を掲出する場合は、ここで記述されていない全市的な規格がありますので、屋外広告物条例を確認してください。

基本事項

26

広告物は、質の高い魅力的なデザインとする。

屋外広告物は都市景観を形成する重要な要素です。魅力ある都市空間とするため、個々の広告物のデザインを優れたものにするだけでなく、街並みや建築物等に調和したものとするよう努めてください。

27

広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとし、秩序ある掲出を行う。

28

広告物は、自家用広告物とする。

ただし、商店街振興組合又はこれに準ずる団体が設置するもので、都市景観形成地区に指定されている四谷・山手通地区の街並みに調和するよう景観上十分な配慮がされていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

自家用広告物とは、建築物の名称や、建築物に入居しているテナントの名称、社名、およびそれらが取り扱っている商品を表示するものを指します。

自家用以外の広告物は、屋上広告、壁面広告、突出広告、地上広告などの種類を問わず制限されます。

広告物

色彩など

29

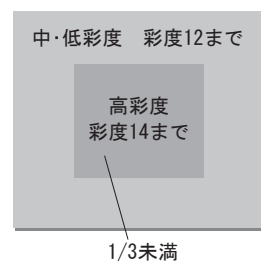
都市景観形成地区に指定されていることに配慮し、鮮やかな色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。

30

表示面の上端の高さを地上10m以上とする場合又は表示面積が10を超える場合は、以下のとおりとする。

- ・彩度14を超える色は使用しない。
- ・彩度12を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。



31

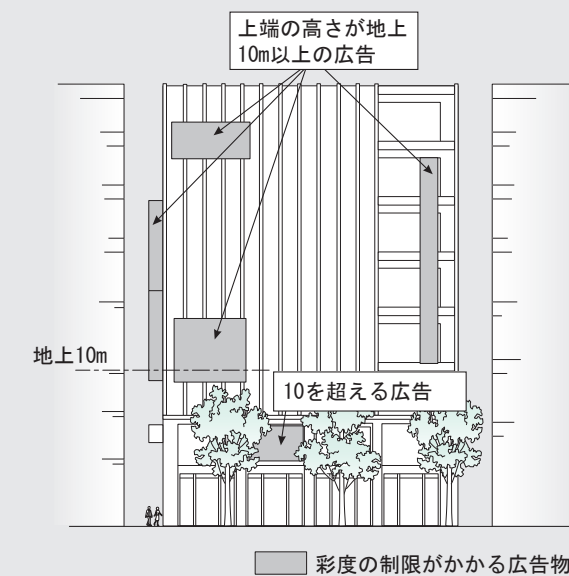
補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。

32

文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。

鮮やかな色とは、彩度12を超える色を目処とします。
鮮やかな色や蛍光色などの目立ちやすい色は、周辺の街並みや広告物等から浮き出てしまい、不調和となるおそれがありますので、最小限にとどめてください。

地色とは、文字や図柄以外の部分で、主に背景となる色をいいます。



補色関係とは、赤と緑、紫と黄などのコントラストの一番強い色の組合せをいいます。
コントラストの強い配色をすると、互いに強調し合い、彩度が上がったように見えるので、使用には十分配慮をしてください。

照明など

33

点滅する広告物、輝度に変化する広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。

ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

34

周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置

35

電光表示装置を使用する広告物は設置しない。

ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

電光表示装置とは、電光ニュースその他の電光表示装置および映像（レーザー光線による場合を含む）により建築物又は工作物の壁面に直接表示される広告物をいいます。

広告物

屋上広告

36

屋上広告は、本山交差点及び八事交差点の商業地域を除き、設置しない。

ただし、1つの表示面の表示面積が5以下で、下端の高さが5m以下のものについては、この限りでない。

37

建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。

38

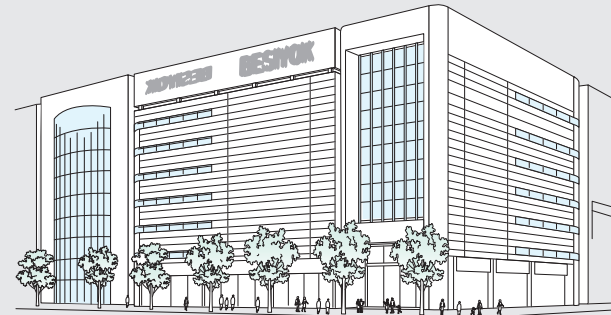
広告物の高さは、9m以下かつ、建築物の高さの1/3以下とする。
また、広告物の横幅の1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

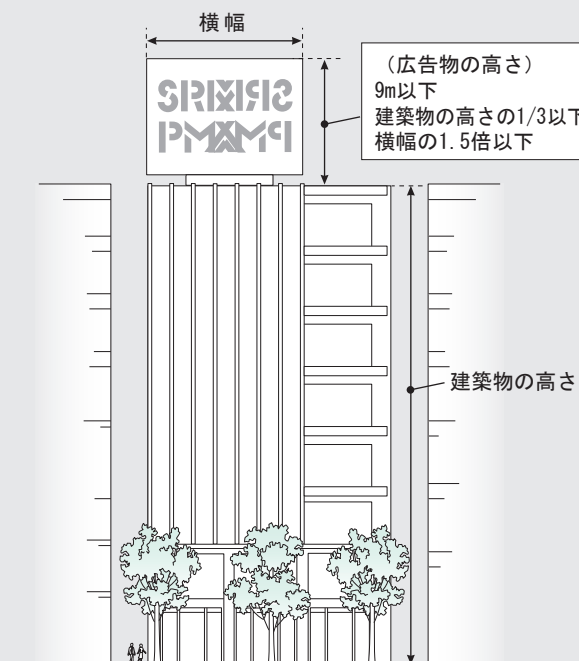
39

骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。

屋上広告とは、建築物の屋上に設置する広告塔および広告板のことをいいます



屋上広告の形態が、圧迫感や不安定感を与えるものとならないよう配慮してください。



壁面広告

40

表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。

ただし、一壁面の面積が100未満の建築物については、10以下とする。

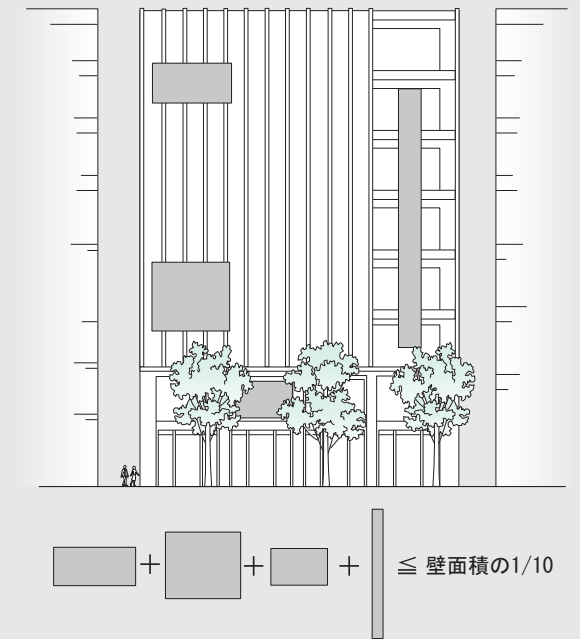
41

建築物の2階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。

ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。

壁面広告とは、建築物又は工作物の壁面を利用して設置される広告物をいい、懸垂幕なども含まれます。

壁面積とは壁面の鉛直投影面積のことをいい、その算定にあたっては、壁部分だけではなく、窓、開口部も含めることとします。



やむを得ず表示する場合の例

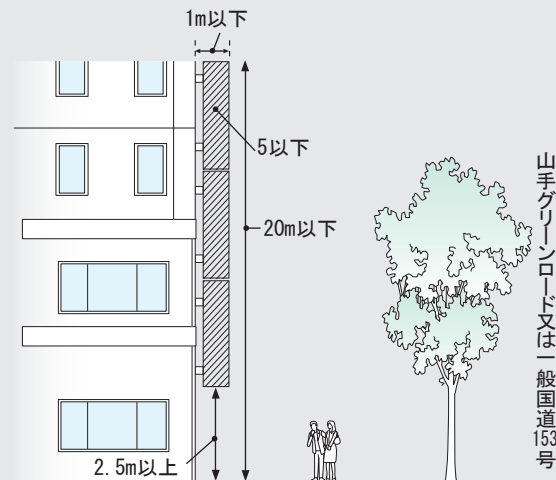
広告物

突出広告（山手グリーンロード又は一般国道153号に面するもの及び景観こみち地区に設置するものに限る）

42

突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。

突出広告とは、建築物又は工作物の側面に突出する広告物をいいます。
突出幅とは、取り付ける壁面からの出幅をいいます。
突出幅をおさえることによって、圧迫感を減らすとともに、一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がりを確保します。



43

1つの表示面の表示面積は、5以下とする。

44

山手グリーンロード又は一般国道153号に面するものの下端の高さは、2.5m以上とする。

45

景観こみち地区に設置するものは、道路上空に突き出さない。

46

上端の高さは、地上から20m以下とする。

ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。

47

一壁面には、一列にまとめて設置する。

ただし、1つの表示面の表示面積が0.8以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。

広告の掲出量は最小限とし、建築物や周辺の街並みとの調和に努めてください。



48

一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

地上広告

49

地上からの高さは、10m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は15以下とする。

ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

50

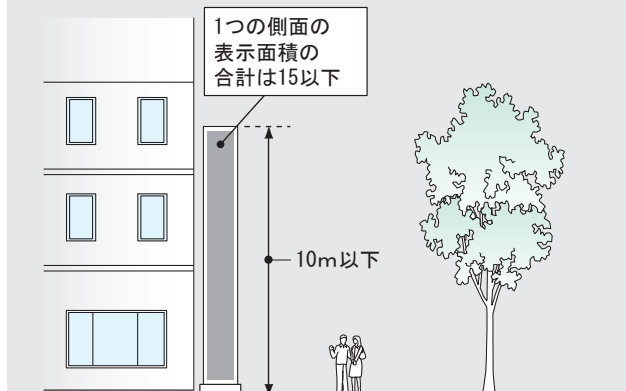
山手グリーンロード又は一般国道153号上空に突き出すものは、下端の高さを2.5m以上とする。

51

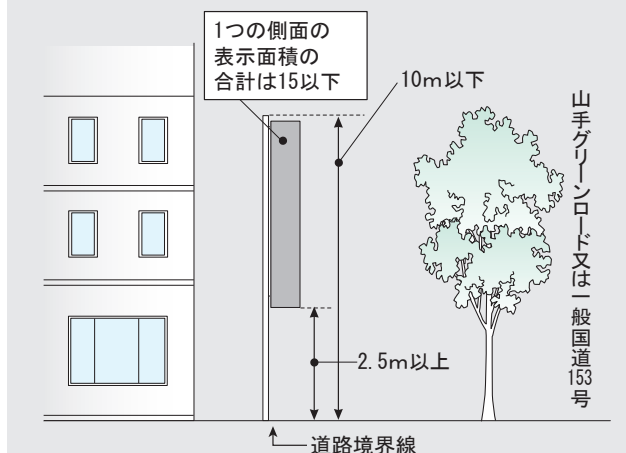
景観こみち地区に設置するものは、道路上空に突き出さない。

一列に設置された広告は、地色を統一するなど、すっきりとしたイメージを与えるよう配慮してください。

地上広告物とは、地上に設置する広告塔および広告板のことをいいます。テナントの案内を行うサインボールなどは建築物と調和したデザインとしてください。



一定の下端の高さを確保することで、歩行者空間の広がりを確保します。



飾り看板

52

通りの景観を演出するため、可能なかぎり洗練された飾り看板を設置する。



置き看板・広告旗など

53

置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

置き看板やのぼり旗などを道路上に置くことは法律で禁止されています。これらは、街の景観を損ねるだけでなく、歩行者の安全性からも問題となりますので、敷地内に収めて設置してください。



土地の形質の変更

土地の形質の変更

54

可能なかぎり現況の地形や緑を保全するとともに、景観を形成する上で効果的な緑化を行う。

開発等を行う場合は、地形や植生をいかすなど、できるかぎり自然を残すよう努めてください。

都市景観形成地区内における行為の届出について

届出対象となる行為

- 都市景観形成地区内で建築物、工作物の新築、土地の形質の変更等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。
※次のような場合は30万円以下の罰金に処されます。（景観法第百二条）
 - 届出をしない場合
 - 虚偽の届出をした場合
 - 届出から30日を経過せずに届出行為に着手した場合（市長が期間を短縮した場合を除く）
- 屋外広告物の設置等を行う場合には、屋外広告物条例に基づく許可申請等が必要になります。この場合、都市景観形成地区内では、景観形成基準の中で規格となっているものに適合しない場合、許可されません。
※次のような場合は50万円以下の罰金に処されます。（屋外広告物条例第36条）
 - 許可が必要なのに許可を受けなかった場合
 - 禁止されている地域や物件に掲示した場合 など

自家用広告物の届出

- 都市景観形成地区内において表示面積の合計が5を超え10以下で、表示又は設置の期間が30日を超える自家用広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例に基づく届出が必要となります。

大規模建築物等の届出

- 都市景観形成地区内で、大規模建築物等の新築等を行う場合には、別に定められている景観形成基準にも適合しなければなりません。

既存のものへの基準の適用

- 平成20年10月1日に既に存する建築物、工作物および広告物については、基準を適用しません。
ただし、広告物について、必要なものにあつては、屋外広告物継続許可申請時等に協力を要請します。

届出対象とならない行為

- 通常の管理行為、軽易な行為
 - 地下に設ける建築物、工作物の建築等
 - 仮設の工作物の建設等
 - 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - 消火設備
 - 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - 景観重要建造物について、市長の許可を受けた行為
 - 景観計画に整備に関する事項が記載された景観重要公共施設の整備として行う行為
 - 景観重要公共施設について、道路占用許可等を受けて行う行為
 - 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
-
- 都市景観形成地区内の道路から望見できない部分のみの増築、改築、又は外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築で、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積が従前の延べ面積の2分の1を超えないもの
 - 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの増築又は改築を行う工作物
 - 都市景観形成地区の区域外に位置する部分のみの外観を変更することとなる修繕等を行う建築物又は工作物
 - 修繕等を行う外壁の面積が10以下である建築物又は工作物
 - 面積が10以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの など

都市景観形成地区の内外にまたがる場合の基準の適用



建築物、土地の形質の変更

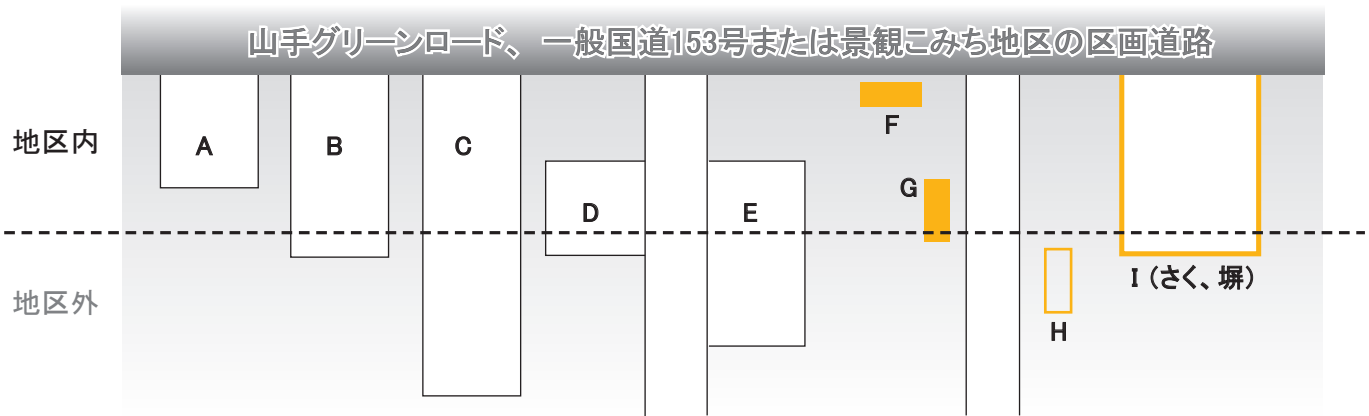
- 敷地が山手グリーンロード、一般国道153号または景観こみち地区の区画道路に面しているもの
- 敷地の過半が地区内にあるもの

A、B、C、Dの場合 …… 基準を適用します。
Eの場合 …… 基準を適用しません。

工作物

- 山手グリーンロード、一般国道153号または景観こみち地区の区画道路に面しているもの
- 地区内に設置するもの

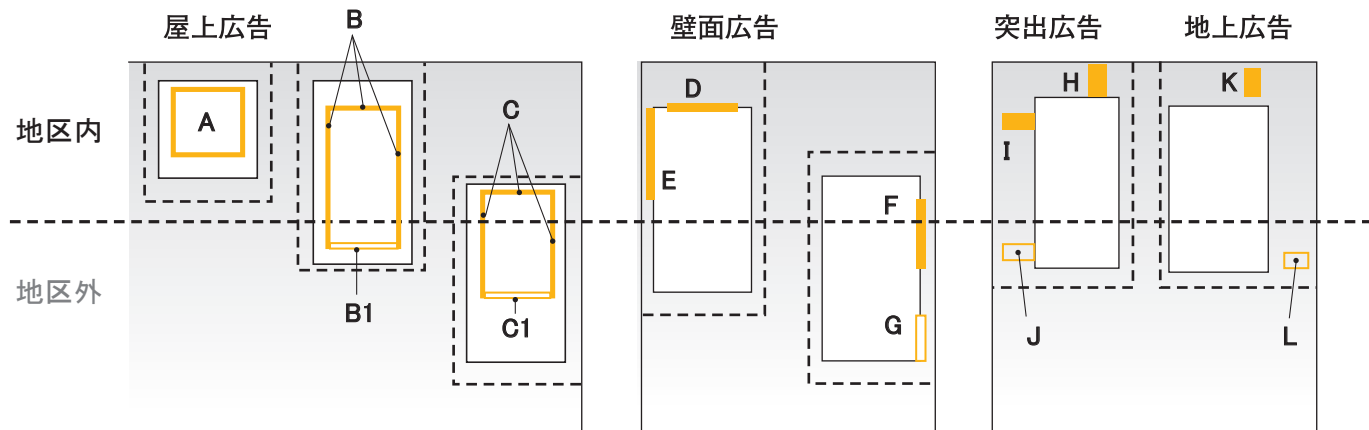
F、G、Iの場合 …… 基準を適用します。
Hの場合 …… 基準を適用しません。



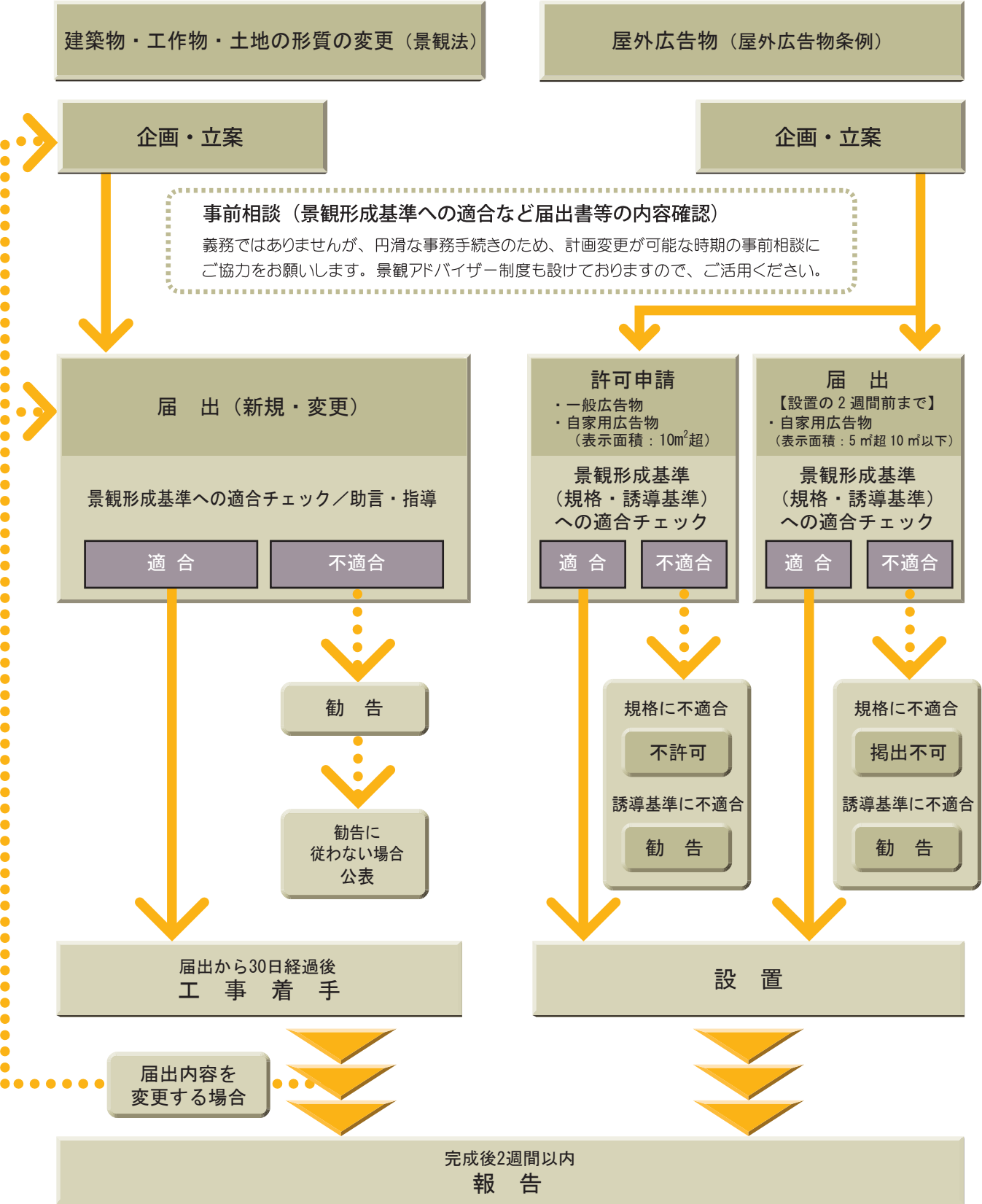
広告物

- 地区外に設置するものは基準を適用しません（ただし、屋外広告物の許可申請は必要となります。）

A、B、C、D、E、F、H、I、K …… 基準を適用します。
B1、C1、G、J、L …… 基準を適用しません。



景観計画で対象とする建築物・工作物・屋外広告物の手続きの流れ



※変更届出をする場合、変更に係る部分に関して、届出から30日間は工事着手できません。
※建築物・工作物・土地の形質の変更の未届出や虚偽の届出などに対しては、罰則が設けられています。
※都市景観形成地区内の屋外広告物において、定期的に表示内容等を変更する許可を受ける場合は、6ヶ月ごとの報告をお願いします。

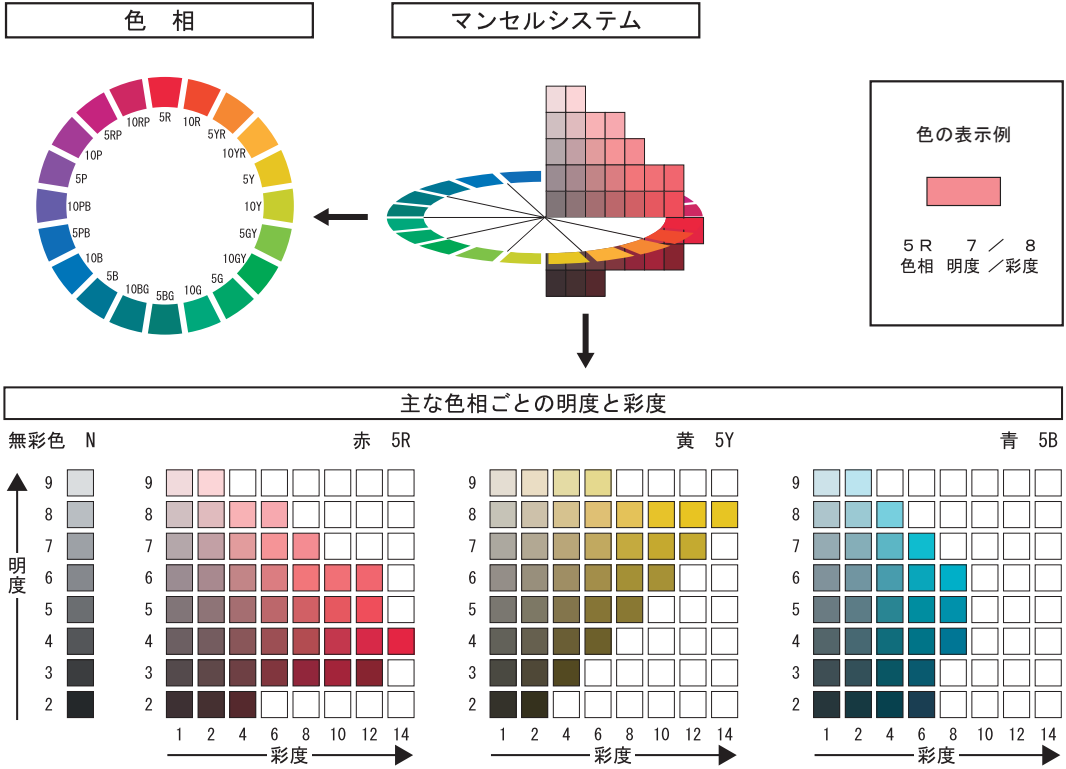
維持管理について



・管理の良否は、デザインの良否以上に都市の美観を左右します。建築物、工作物、広告物、植栽等は四谷・山手通の景観を損なうことのないよう、管理者は、互いに周辺を含め、行き届いた管理を行うよう努めてください。

用語の解説

- ・景観法とは
美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした良好な景観の形成に関する法律で、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行されています。
主な内容は、景観についての基本理念や国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にするとともに、景観計画の策定や景観地区の都市計画などの施策に関して定めています。
- ・景観計画とは
景観法に基づき良好な景観の形成を図るために作成する計画であり、良好な景観を形成するための方針などとともに建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準や景観上重要な建造物・樹木の指定方針を定めています。
なお、景観計画は、都市景観条例と一体となって運用されるような制度となっています。
- ・彩度
色彩を表す方法として、日本産業規格（JIS Z8721）ではマンセル表色系を採用しています。
マンセル表色系では、色彩を色相（色の種類）、明度（色の明るさ）、彩度（色の鮮やかさ）の3つの要素に分類し、それぞれを尺度化して順に記載することにより、ある特定の色相を指定することができます。
一般的に彩度が高いものは、派手で目立つものとされています。



※印刷のため、実際の色彩とは異なります。